

# 生活習慣病にて通院中の患者様へ



## 「生活習慣病管理料」について

令和6年6月より、生活習慣病の質の高い疾病管理を推進する観点より「生活習慣病管理料」を算定し、  
栄養・運動・休養・喫煙・飲酒及び服薬等の生活習慣に関する総合的な治療管理を行っております。

## 対象の方

高血圧症

脂質  
異常症

糖尿病

- ◇ 患者様の同意の下、「療養計画書」を作成します
- ◇ 患者様の状態に応じ、医師の判断の下、28日以上の長期処方、リフィル処方箋の発行を行う場合がございます  
(別紙、「投薬」について をご参照ください)



医療法人 輝松会  
まつお内科クリニック